

ケアと労働

—「ケアする権利」をめぐって—

天田 城介

中央大学文学部教授

ケアと労働

1987年の「アグネス論争」などを紹介するまでもなく、ケアと労働をめぐる問題は女たちにとっては常に古くて新しいテーマだ。アグネス・チャンに限らず、戦後史において、いつの時代も「働く女の背景にはケアすべき存在がいる」ものである——むろん、働く男の背景にもケアすべき存在がいるが、男は自分の「舞台裏」を見せずに／ケア負担せず済んできたに過ぎない。

上野千鶴子は『ケアの社会学—当事者主権の福祉社会へ』にてメリ・デイリーらが提唱した「ケアの人権アプローチ」には、①ケアが「自然な関係」でも「母性的本能」ではなく、社会的権利として立てられるべき構築物であること、②それは一定の社会的条件を明示することでケアの社会的再配置についてのビジョンを提示する効果があると指摘す

あまだ じょうすけ

専攻は社会学。日本学術振興会特別研究員、立教大学社会学部助手、熊本学園大学社会福祉学部助教授、立命館大学大学院先端総合学術研究科教授などを経て、現職。

著書に『〈老い衰えゆくこと〉の社会学』〔増補改訂版〕(多賀出版、2010年)、『〈老い衰えゆくこと〉の発見』(角川学芸出版、2011年)。編著に、天田城介・北村健太郎・堀田義太郎編『老いを治める—老いをめぐる政策と歴史』(生活書院、2011年)、天田城介・角崎洋平・櫻井悟史編『体制の歴史—時代の線を引きなおす』(洛北出版、2013年)ほか。

る。その上で、上野は「ケアの人権human rights to care」として(1)ケアする権利a right to care、(2)ケアされる権利a right to be cared、(3)ケアすることを強制されない権利a right not to be forced to care、(4)ケアされることを強制されない権利a right not to be forced to be caredの4つを提示する(上野 2011: 59-60)。歴史的に見れば、ジェンダーや階級や人種などによって「ケアする権利」を奪われてきた人たちが自分と親密な関係にある他者(子どもなど)を自らで「ケアする権利」を主張したことに端を発する。しかし、中産階級のイデオロギーでもあった自分の子どもを自分で育てる権利の実現は、結果として、中産階級の既婚女性を労働市場から排除されるようになってしまったのだ(上野 2011:60-61)¹。

こうした歴史を踏まえ、福祉国家において家庭内で主に女性が無償で担っているケアワークが、所得保障等の社会保障を受け取るなどの社会的市民権に結びついていないこと——ケアの担い手の女性たちがきちんと社会保障を受け取っていないこと——、あるいは社会的市民権が有償の市場労働と連動することで無償のケアを担う女性の不利が構造的に作り出されていること——働き稼ぐことで生存・生活が可能となる社会ではケアの担い手の女性たちは不利な立場に構造的に置かれること——などを批判する福祉国家へのジェンダー・アプローチが提唱されるに至っている。具体的にいえば、“女性が働きながらケアできること”“ケアの担

い手の女性が「安定した暮らしができること」を目的とした政策提言—ケア休暇や時間短縮や一時的所得保障などの制度整備、所得保障や家族介護手当などケアの費用化や社会保障上の優遇措置など—の多くは、ケアを「女性の問題」として捉えているが、そうではなく、「市民権の問題」として、全ての市民がケアすることを権利として要求できるという立場の重要性が指摘されてきている（Knijn & Kremer 1997）。

むろん、「ケアする権利」の保障は、ケアの担い手に選択可能性がきちんと保障されていること、「ケアを代替・分有する資源が存在し、かつ、ケアを必要とする人が実際にそうした資源にアクセスできること」（森川 2008: 42）が条件となる。言い換えれば、「ケアする権利」とは、子どもの育児であれ、老親の介護であれ、障害や病気をもつ人びとの介助であれ、別の家族員によるケアが調達可能であったり、あるいは営利・非営利の事業者のケアサービスへアクセスと調達が公的に保障される時、「ケアをしない権利」とともにはじめて保障されることになる。すなわち、「ケアする権利」と「ケアすることを強制されない権利」は同時に達成されなければならないし、「ケアされる権利」と「ケアされることを強制されない権利」も同時に保障されていることが肝心なのだ。私たちの社会ではこれら4つの権利が包括的に保障される設計思想にすることが大事なのだ。

福祉国家の市民権としての「ケアの権利」

私たちはつい「ケアする側」と「ケアされる側」を固定的に考えてしまう。しかしながら、重度の障害をもつ女性当事者の「ケアする権利」を考えた場合、先の4つの権利が同時に保障されていることによってはじめて「ケアする権利」が達成されることを認識する。そして、それを基本的な設計思想にして「ケアの権利」を考えることが決定的に重要となる。

たとえば、シングルマザーとして重度の障害を持つ女性が乳児の子どもを育児する場合、昼間は子どもを保育園に預けるにしても、母親が離乳食を作

るのも洗濯をするのも保育園に必要なものを準備するにも他者の支援が必要であるし、子どもの入浴をベビーシッター等の他者に依頼することが必要になる。24時間365日、母親がつづがなく子育てすることができるよう、その権利のためにこそ、母親に対するケアサービスが徹底的に公的保障として提供されてなければならないのだ。母親が子どもを保育園に送り迎えして保育士に子どもの様子などを伝えたい場合には、母親と一緒に子どもを送迎する支援が必要であるし、保育士に子どもの様子などを伝える際のサポートもなくてはならないだろう。更には、子どものオムツを交換し、夜中にミルクを与える、子どもが体調を崩せば病院に連れて行くなどの支援が必要となる。更には、母親が子どもに服を着せるのをサポートしたり、作った離乳食を冷ますのを手伝ったり、赤ちゃん用品を購入したりなど、日々の生活に必要なあらゆる支援があつてはじめて子育てが可能となるのだ。

ここでは母親の「ケアする権利」のためにも母親の「ケアされる権利」が徹底的に保障されなければならないし、と同時に、母親の「ケアすることを強制されない権利」も母親の「ケアされることを強制されない権利」も保障されていなければならない。実際、母親が社会的にケアすることを強制されなければならないし、自分の手のみでケアすることを強制されてもならない。自宅で母親が乳児の子育てをするのが困難だからという理由で施設等でのケアを強制されなければならないのだ。ここでは「ケアする権利」とは「自分の手を使ってケアする権利」である必要はなく、「他者の手を使って自分がケアする権利」であつてもよいのだ。多くの場合、障害を持つ女性が子どもの育児をする場合、その女性の家族、特に女性の実母が「介護者」として介助を余儀なくされてしまうことが少なくないが、ここでは幼子の母親である障害女性の「ケアされる権利」が保障されており、実母の介助がなくてもケアサービスが公的に調達可能なことによって十分に生活が可能であること、実母によって「ケアされることを強制されない権利」がきちんと保障されていることによって障害女性の「ケアする権利」と「ケアすることを強制されない権

利」が保たれているのだ。

一方、その実母にとつても「ケアすることを強制されない権利」が行使できることが大事なのだ。もちろん、「実母」「祖母」として「ケアする権利」を求める場合もあるが、その際、障害女性の「ケアの人権」がまずは優先されることになる。障害女性の「ケアの人権」と実母の「ケアの人権」が調停困難な場合もあるが、ニーズの帰属先である当事者が優先的に決定することが求められるであろう。

と同時に、乳児である子どもの「ケアの人権」が同時に保障されることが優先される。子どもにとつても「障害女性からケアされる権利」が保障されると同時に、「障害女性自身の手によるケアが強制されない権利」が保障されるためにも、誰もがいつでも「ケアの権利」として24時間365日つながりなく生きていけるだけのケアサービスが調達可能なことがその基本条件になるのだ。

このように「ケアする権利」を単に「ケアの支援」「ケア負担の軽減」といった観点から考えるのでなく、誰もが、いつでも、どのような状況であっても4つの権利が同時に保障されるための「ケアの権利」を考えることが重要なのだ。だとすれば、障害のあるなしにかかわらず、家族がいるかないかにかかわらず、他者による支援を受けながら「ケアされる権利」と「ケアする権利」が保障されていくこと、(家族や施設職員によって)「ケアされることを強制されない権利」が担保されながら、(自分の力だけで)「ケアすることを強制されない権利」がきちんと保障されることによって、私たちははじめて「ケアの権利」を享受することができるのだ。

繰り返すが、ここで決定的に重要なことは「ケアする側／ケアされる側」を固定化した上で「ケアする権利」を構想しないことだ。たとえば、実母を介護する娘への「支援」を前提に「ケアする権利」を考えてしまうと、「本来ケアは家族が担うべきもの」という前提からその女性の介護負担の軽減を中心に考えてしまうし、「介護される存在」としてのみ実母である高齢者を想定してしまうことになるのだ。ここでも「実母」の高齢者が24時間365日、つながりなく暮らしていけるための十分なケアサービスが公

的に保障されていることを前提に、「娘」たる女性の「ケアする権利」が保障されるべきなのだ。24時間364日、高齢者がつながりなく暮らしていけることが保障された上で、高齢者が「ケアされる権利」と「ケアされることを強制されない権利」が保障されていると同時に、女性が「(他人の手を使って)ケアする権利」が同時に達成されていることが望ましい——その意味では、介護の手は全く出さないが、娘として声だけかけるなどの「ケアする権利」が達成されてもよい——。

このように考えるならば、私たちの誰もが24時間365日、つながりなく生きていけることができるこそ「市民権としてのケア」の要諦である。あるいは徹底した分配をもとに誰もがボチボチと生きていけることが可能になっていることこそが「福祉国家における市民権」であり、その一つとして「ケアの権利」があるのだ。

ケアする権利を保障する仕組み

では、シングルマザーとして働きながら子育てをしている女性の「ケアする権利」を保障するために、職場でケア休暇を取ることが制度的かつ法的に保障されていること、フレックスタイム制度を使って時間短縮労働が可能となっていること、会社が時間外労働の制限・深夜業の制限を遵守することによる勤務地や労働時間等への配慮がきちんとなされていること、配置や昇進や昇給に一切の不利益が生じないようにすること、子育て期間中の一時的所得保障が公的制度として整備されていること、社会保障上の優遇措置が講じられていることなどの制度設計と運用が可能になれば「働きながらケアする権利」は保障されるのか。

あるいは、女性が仕事をやめて今は育児に専念したいと希望した場合、「ケアする権利」を保障するために、無償のケアに対する現金給付(家族ケア手当など)を設けたり、基本所得などの所得保障を受けられる制度設計にしたり、失業中でも医療や年金等の社会保険がきちんと保障されること、再雇用を公的に保障することなどの制度設計と運用に

よって「仕事をもたずともケアする権利」が保障されるのか。

更には、多様な雇用形態間の公正処遇・均等待遇原則を確立するための法整備を行うこと、昇進・昇給・役員の男女比などに対して積極的改善措置を行うこと、均等法改正・労働基準法改正・労働者派遣法ならびにパートタイム労働法を含む労働関連法規の抜本的かつ包括的改正など徹底した制度変更によって私たちの「ケアする権利」は保障されるのであろうか。こうした制度改革・政策立案は必要だが、ケアと労働をめぐる問題はそれだけでは片付かない。

おそらく男性が「ケアの権利」を手にするためには綻びを見せながらもなお保たれている（と信じられている）男稼ぎ主モデルを中心とする戦後日本型労働システムのもとで手にしている（と思い込んでいる）利得を手放す形で制度構築をする他はない。男性が積極的にケアを担わない理由はこの社会で物理的・社会的・文化的利得のみならず、自尊心やプライドも含めた何がしかの利得を得てしまっているがゆえに——あるいはそのように信じ込んでいる人びとによる嫌悪と排除ゆえに損失を恐れるがために——、それを手放すことが困難なのである。とりわけ「ポスト経済成長時代の超高齢社会」の私たちの社会においては「リセット」は著しく困難になることも少なくない（天田 2012）²。しかしながら、短期的かつ中長期的に法技術的・制度運用的技術を駆使することで戦後日本型労働システムをリセットすることは可能となるし、リセットしなければならない。

ポスト福祉国家の社会においては「市民権としてのケア」を前提に社会をいかに設計するか、その中でケアと労働をいかに折り合いをつけていくことを可能にするのか、その設計思想をいかに構想するかが私たちのケアと労働をめぐる大いなる争点になる。ここで最大の争点になるのは「女性のケアの権利」だけではなく「男性のケアの権利」を国家が強制力をもって保障するかを許容するかである。■

《注》

- 1 上野千鶴子『ケアの社会学—当事者主権の福祉社会へ』に対する批判的読解は天田（2012）参照。
- 2 ポスト経済成長時代における超高齢社会／少子高齢社会においては「リセット」して社会設計を抜本的に変革することの困難が増幅してしまうこと、社会的変更が幾重にも頓挫してしまう可能性があることを指摘した（天田 2011、2012）。そのためにこそシンプルな社会設計が要請されることを論じた（天田 2013）。なお、家事・育児を平等に分担している夫婦にあっても家族内でのケアにおいてジェンダーの非対称性が生じてしまうことは天田（2015）にて発表した。

《参考文献》

- 天田城介（2011）『老い衰えゆくことの発見』角川学芸出版。
- （2012）「依存的な親子関係」に混迷する介護問題『訪問看護と介護』第17巻2号 113-118。
- （2012）「書評：上野千鶴子『ケアの社会学—当事者主権の福祉社会へ』」『家族研究年報』36 85-89。
- （2012）「ポスト経済成長時代の超高齢社会における夢から覚めて」『現代思想』第40巻10号 170-186。
- （2013）「社会サービスとしてのケア——シンプルな社会設計こそが社会サービスを機能させる」庄司洋子編、『親密性の福祉社会学—ケアが織りなす関係』東京大学出版会 245-263。
- （2015）「男がケアするということ—社会関係のメンテナンスコストのジェンダー非対称性をめぐって」日本女子大学現代女性キャリア研究所『現代女性とキャリア』第7号。
- （2015）『戦後日本超高齢化論（仮題）』刊行予定。
- Knijn, Trudie and Monique Kremer, 1997. "Gender and the Caring Dimension of Welfare States: Toward Inclusive Citizenship" *Social Politics*, 4 328-361.
- 森川美絵（2008）「ケアする権利／ケアしない権利」、上野千鶴子・大熊由紀子・大沢真理・神野直彦・副田義也編『家族のケア 家族へのケア』（『ケア—その思想と実践』第4巻）岩波書店 37-54。
- 上野千鶴子（2011）『ケアの社会学—当事者主権の福祉社会へ』太田出版。